

神田 青色だより

ホームページ <http://www.kanda-airo.or.jp/>

一般社団法人
千代田区神田錦町3の17の2
TEL(3291)8306
発行責任者 角谷幸男
編集責任者 後藤寧

新年のご挨拶

一般社団法人神田青色申告会



会長 角谷 幸男

明けましておめでとございます。

会員の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は会事業業にご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、昨年より猛威を振るっております新型コロナウイルスの影響により会員の皆様も大きな影響を受けていることと存じます。当会の各種行事につきましても、行うことが出来ない状況が続いております。事務局では、昨年の確定申告が終了してから、東京都の協力の確認、持続化給付金、家賃支援給付金など各種申請の相談に追われる一年でありました。令和3年に入ってから新型コロナウイルス

スの猛威は治まる気配が無く、個人事業者についてもまだまだ厳しい状況が続いております。

飲食店などでやむを得ず廃業される会員さんもいらっしゃいました。事務局では、給付金などの手続きについてできる限りお手伝いしてまいります。

と考えると、不明な点がございましたら事務局へお問い合わせください。もう間もなくすると所得税、消費税の確定申告の時期となります。事務局では感染予防として、消毒液、シートの設置や換気をこまめに行うなどの対策を行っております。例年もお願ひしておりますが、本年は特に、事務局が密にならないように、予約での指導を徹底して参りたいと考えて

おりますので、事務局へお越しの際は大変お手数ではございますが、事前に時間の予約をしてからお越しいただきませうようお願い申し上げます。

令和2年分の確定申告からは青色申告控除の額が改正になり65万円から55万円に引き下げられております。ただし、電子帳簿保存制度の利用または電子申告(e-Tax)で申告を行う方につきましては引き続き65万円の控除が受けられることとなっております。

当会では本年も東京税理士会神田支部のご協力をいただき、税理士先生による代理送信を行っていただくこととなっております。

新年のご挨拶

神田税務署長



梅田 直詞

おります。e-Taxで申告を行うにはマイナンバーカードが必要になりますが、代理送信の場合は税理士先生の署名で送信することが出来ます。

今まで書面での申告を行っていた会員の方もこの機会に是非e-Taxでの申告を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

本来ですと昨年はオリンピックが開催され、明るい1年となるはずでした。一日でも早く現在の状況が収束に向かい、皆様が日常を取り戻せることを心より祈念いたしました。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年、あけましておめでとうございます。

令和3年の年頭に当たり、一般社団法人神田青色申告会

の会員の皆様方に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。はじめに、新型コロナウイルス感染症に您对応いただいている医療従事者、関係機関の皆様へ感謝申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられている皆様へ心からお見舞い申し上げます。

角谷会長をはじめ役員ならびに会員の皆様方には、平素から税務行政全般にわたり深いご理解と多大なるご協力を賜っており、また、一般社団法人神田青色申告会の皆様方の長年にわたる「青色申告の普及・育成・記帳指導、税務知識の普及」活動は、税務行政の円滑な運営に欠くことのできない大きな役割を果たしていただいております。

ここに改めて敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。

まもなく、令和2年分の確定申告の時期を迎えます。本年の確定申告は、青色申告特

別控除をはじめ、基礎控除、給与所得控除など控除関係で多くの改正がございました。例えば青色申告特別控除について言えば、従来通り65万円の青色申告特別控除を適用するためには「e-TAXによる申告又は電子帳簿保存」が要件とし追加されました。これまでも、青色申告会の皆様にはe-TAXを利用した申告書の作成・提出の普及に取り組んでいただいてまいりましたが、どうか本年も引き続きe-TAXを利用した申告書の作成・提出のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年分の確定申告書作成会場は、今年も東京国税局築地庁舎の1階にて、6署合同(神田署・麹町署・京橋署・江東東署・江東西署)で開設いたします。

今年の会場は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、混雑緩和のため入場整理券の発行、来場者の検温・マスク

着用や手指の消毒などを行うこととしております。また例年、青色申告制度の説明等を行うために役員の皆様方にご協力をいただき開設しております「青色コーナー」でも万全の感染予防対策を講じる予定です。

本年も、確定申告事務を円滑に進めてまいりたいと考え



千代田都税事務所長

新年のご挨拶

大隈 雅英

新年明けましておめでとございます。

一般社団法人神田青色申告会の会員の皆様には、謹んで新年のお慶びを申し上げます。昨年は、角谷会長をはじめ、会員の皆様には、東京都の税務行政はもとより、都政全般に渡り深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、税を考える週間に秋葉原駅前で開催されました「税の広場」での街頭広報をはじめとする様々な組織活動を通じて、税知識の普及にご尽力いただきましたこと、改めて深く感謝申し上げます。さて、東京都では、頻発する自然災害、2025年以降の人口減少や更なる少子高齢

化、激化する国際都市間競争などの厳しい環境のなか、いよいよ半年後に開幕が迫りました東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功を飛躍台として、その先の東京の持続的な発展を実現していく必要があります。

私ども千代田都税事務所といたしましては、これらの施策の財源となる都税収入の確保に向けて、適正・公平な税務行政を進めるとともに、親切・丁寧な対応や電子申告・電子納税の推進など、納税者サービスの向上に全力で取り組んでまいります。

会員の皆様におかれましても、本年も都の税務行政に1層のご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、一般社団法人神田青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、私の新年の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

千代田区長

新年、あけましておめでとうございます。

一般社団法人神田青色申告会の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

日頃より、税務行政とともに区政全般にわたり格別のご理解・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、千代田区は、誰にでも心地よく暮らしていける「豊かな地域社会の実現」に区民とともに歩んでまいりました。この結果、未来に向けて、より良い千代田区を創り上げていく施策が着実に前進しております。

昨年は、世界に未曾有の被害をもたらした「新型コロナウイルス感染症」が、私たちの日常生活を一変させました。

本区では、「新型コロナウイルス感染症対策」にスピード感をもって全力で取り組み、感染症予防の徹底と区民生活を支える経済支援を精力的に推進してまいりました。

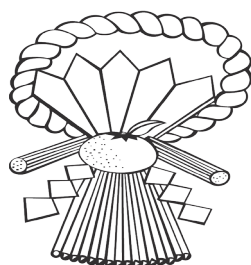
しかし、未だ新型コロナウイルスの収束が見えない中、今後も様々な対策を講じていく必要があります。このためより一層、安定的な財政運営を行っていくことが求められております。

区は、これまで以上に時代に合った事務の改善や効率化

を推進し、不断の努力を重ねてまいります。

そして、皆様からお預かりした貴重な「税」を有効に活用し財政の健全化を図るとともに、強固な財政基盤を維持し、質の高い行政サービスの継続的かつ安定的な提供を目指してまいりますので、一層のご支援をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、一般社団法人神田青色申告会のみますますのご繁栄と、角谷会長をはじめ会員皆様のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



1月は固定資産税(償却資産税)の申告月です。

償却資産とは

土地および家屋以外の事業用資産で、その減価償却又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものです。たとえば、会社や個人で、工場や商店などを経営している方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具備品等があります。

申告について

- 申告が必要な方 令和3年1月1日現在、償却資産を所有している方
- 申告先 償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
- 申告期限 令和3年2月1日(月)

詳しくは、「申告の手引き」または東京都主税局のホームページをご覧ください。また、償却資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

千代田都税事務所 電話03-3252-7141 償却資産係

確定申告特集

「決算・確定申告個別指導会のご案内」

① 決算・確定申告の指導について

本年も2月16日(火)より3月15日(月)までの確定申告期間中に東京税理士会神田支部の御協力を賜って、税理士先生の応援をいただき、決算・確定申告の指導と、e-Taxの代理送信を行っていただきます。是非、この機会をご利用いただき、間違いのない確定申告を行ってください。

② 事務局個別指導の予約について

現在事務局は2名の職員で運営しておりますので、事務局にお越しの際はお手数ですが事前に電話にてご予約いただきますようお願い申し上げます。会員の皆様方にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、会計ソフトをご利用の方などは、指導に時間がかかることも予想されますので、早めにお越しください

※新型コロナウイルス感染症対応について

事務局では新型コロナウイルス感染症の対策として、換気の徹底、体温計、消毒液を設置しております。事務局にお越しの際は入り口に設置された消毒液での手指の消毒、マスクの着用にご協力をいただきますようお願いいたします。また、相談でお待ちいただくことがないように、必ず事前に事務局にご連絡いただき、来訪のご予約をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。発熱、咳などの症状がある場合は、来訪をご遠慮ください。

③ 確定申告の際にお持ちいただくもの

- 国民年金・生命保険・地震保険の控除証明書、健康保険、後期高齢者医療保険・介護保険の支払額分かるもの
- 医療費控除を受ける場合は、健康保険組合等からの医療費の通知書、医療費の領収書(※1)
- 公的年金を受給されている方は、公的年金の源泉徴収票、給与収入のある方は、給与所得の源泉徴収票。
- 生命保険の満期や個人年々金を受け取った方は、支給内容の分かるもの
- 税務署より送付された「確定申告のお知らせ」ハガキ

※1 医療費控除については

医療費控除を受ける際は「医療費控除の明細書」に必要事項を記入して添付することとなり、領収書はご自分で保管し添付しないこととなりましたので、明細書作成のため、領収書は医療を受けた人と病院ごとに1年間の合計をしてお持ちください。

※2 「確定申告のお知らせ」ハガキ

前年分の申告書を青色申告会等を通じて、提出された方は、プリントされた申告書は送付されず、「確定申告のお知らせ」のハガキが送付されます。このハガキには、予定納税額等、確定申告の作成に必要な情報が記載されていますので、来局の際は必ずお持ちください。

④ 消費税課税事業者の方へ

売上、仕入・経費を、税率10%対応のものと、軽減税率(8%)対応のものを区分経理してください。

「配偶者控除・配偶者特別控除」について

平成30年より、配偶者控除、配偶者特別控除の改正があり、本人の所得金額と配偶者の所得金額により控除金額が異なりますので、控除を受ける場合は配偶者の所得金額を把握してください。

「青色申告特別控除について」

本年より、青色申告特別控除65万円の適用要件が、e-TAX送信による申告が必要となりました。(書面提出は55万円に減額) 昨年まで65万円を適用していた方で、書面提出をされていた方は、e-TAXをご利用ください。

当会では、税理士によるe-TAXの代理送信を行っておりますので、是非ご利用ください。

「新型コロナ関連の給付金等について」

感染拡大防止協力金、持続化給付金、家賃支援給付金は、雇用継続給付金等のコロナ関連の給付を受けた場合は、雑収入として、事業の収入になりますので、ご注意ください。

重要

令和2年分 確定申告のお知らせ

※ 確定申告書用紙の送付に代えて、このお知らせをお送りしています。

国税 太郎 様

※ 確定申告に関する重要なお知らせです。必ずご本人様がお読みください。

令和2年分確定申告書の受付期間及び納税期等	
申告書の受付期間	期 間
所得税及び課税特別所得	令和3年2月15日(火) ~ 令和3年3月15日(月)
→ 令和3年3月15日(月)	令和3年4月10日(月)
源泉税及び地方消費税	令和3年1月 ~ 令和3年3月31日(水)
→ 令和3年3月31日(水)	令和3年4月23日(金)

和税署の受付日とは、納税期とは、関係ありません。関係ありません。関係ありません。関係ありません。

〒 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

2 XXXXXXXXXXX